

新規指定申請の手引き
(地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援)

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援を提供するには、サービスを行う事業所ごとに、市の指定を受ける必要があります。指定の流れ、申請方法等は次のとおりです。

1 新規指定申請の流れ

| 実施項目 | 期日 | 説明 |
|----------------------------|---|---|
| ①事前相談 ②申請準備 ③申請書類の作成 | 随時受付 ※来庁される場合は、必ず事前に電話連絡の上、面談日時を予約してください。 | ○介護保険事業者の指定を受けるためには、指定の要件を満たす必要があります。(P2の2参照) ○したがって、指定申請に当たっては、事前に、必要な手続きや人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成など、様々な準備を行う必要があります。 ○準備内容の御説明や御相談は、随時受け付けています。なるべく早い段階に御相談ください。 |
| ④申請書類の提出 | 指定予定月の前々月の1日まで 例： 6月1日指定の場合 →4月1日までに提出 | ○指定申請書類は、遅くとも、指定を受けようとする月の前々月の1日までに提出してください。 ○指定申請は、同一法人であっても、事業所(施設)ごとに行う必要があります。 ○指定者控えとして、申請書類一式の写しを必ず保管してください。 ○原則、厚生労働省「電子申請・届出システム」により提出してください。やむを得ない事情がある場合は、直接、郵送又は電子メールにより提出してください。 |
| ⑤申請書類の提出 | 納付書に記載された期限まで | ○申請書類の提出後に、市から納付書を送付しますので、指定する金融機関で納付してください。(P2の5参照) |
| ⑥指定等手数料の納付 | 指定予定月の前々月～前月 | ○申請内容が指定基準等に合致しているか確認するため、書類審査を行います。 ○申請内容と合致しているか確認するため、現地確認を行う場合があります。該当となる事業所へは個別に御連絡します。 |
| ⑥審査 現地確認 | 原則、毎月1日 | ○原則として、毎月1日付けで指定します。 ○指定決定がなされた時点で、事前に電話で連絡の上、指定通知書を郵送します。 ○指定の有効期間は原則6年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。 |
| ⑦情報提供 | 指定後 | ○県及び新潟県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。 |
| ⑧現地確認 | 指定後 | ○指定後の状況が指定内容と合致しているか確認するため、現地確認を行う場合があります。該当となる事業所へは個別に御連絡します。 |

2 指定の要件

介護保険法上の指定事業者となるためには、事業所（施設）ごと、サービスの種類ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

したがって、指定申請では、要件を満たしていることが分かる書対等を提出していただき、これについて書類審査及び現地確認等を行うこととなります。なお、「人員基準」や「設備・運営の基準」は、サービスの種類ごとに異なります。具体的には関係法令等を御確認ください。

- (1) 申請者が法人であること。
- (2) 申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (3) 申請者やその役員等が、介護保険法上の結核事項に該当しない者であること
- (4) 地域密着型サービスの場合、「新発田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年新発田市条例第6号）」その他関係法令等に従って、適正な事業運営ができること。
- (5) 地域密着型介護予防サービスの場合、「新発田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年新発田市条例第7号）」その他関係法令等に従って、適正な事業運営ができること
- (6) 居宅介護支援の場合、「新発田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年新発田市条例第1号）」その他関係法令等に従って、適正な事業運営ができること。
- (7) 介護予防支援の場合「新発田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年新発田市条例第4号）」その他関係法令等に従って、適正な事業運営ができること。

3 指定申請時の提出書類

- (1) 指定申請書
- (2) 添付書類（「別添 添付書類一覧」参照）

4 提出方法

原則、厚生労働省「電子申請・届出システム」により提出してください。

やむを得ない事情がある場合は、直接、郵送又は電子メールにより提出してください。

5 提出先（電子申請以外の場合）

新発田市高齢福祉課 住所 〒957-8686 新発田市中心街3丁目3番3号

電子メール kourei@city.shibata.lg.jp

6 指定等手数料について

指定申請にあたっては、新発田市手数料条例に基づき、手数料が必要となります。

手数料は、別添「介護保険事業者指定等手数料の徴収について（通知）」をご覧ください。